

別紙 2（実施計画等策定事業に係る運用）

第 1 趣旨

要領第 2 の 2 に掲げる実施計画等策定事業に係る運用については、要綱、要領本文及び経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成 6 年 6 月 23 日付け 6 構改 B 第 637 号農林水産省構造改善局長通知。以下「調整要領」という。）によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業の内容

1 実施計画策定事業

要綱第 2 の 1 の農地整備事業又は水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知）の別紙 2 の第 2 の 1 の畑地帯総合整備型及び 2 の畑地帯総合整備中山間地域型（以下「農地整備事業等」という。）地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業

2 経営体育成促進換地等調整事業

農地整備事業等の実施予定地区において、地区内の農用地利用状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、これらを踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成するために、調整要領の 4 に掲げる業務を行う事業

第 3 事業の対象地区

1 実施計画策定

実施計画の対象地区は、農地整備事業等の実施が予定されている地区とする。

2 経営体育成促進換地等調整

経営体育成促進換地等調整の対象地区は、農地整備事業等が行われる予定の地区（当該事業の施行に係る地域を数区に分ける場合にあっては、当該区を含む。）であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。ただし、調整要領の 4 の（15）の業務については、当該農地整備事業等を実施中の地区とする。

第 4 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他知事が適当と認める者とする。

第 5 実施時期

1 実施計画策定

実施計画の策定期間は、次の（1）から（4）までのいずれかとする。

（1）1 年（担い手への農地利用集積率が 80 パーセント以上となることが確実に見

込まれる地区の場合にあつては、2年）以内とする。

- (2) 中山間地域（別紙1第2の4に規定する中山間地域をいう。以下同じ。）、水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。）の策定地域又は輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。）策定地域における地区の場合にあつては4年以内とする。
 - (3) スマート農業（ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画（別添4）を作成した地区又は連携保全計画（土地改良法第57条の11第1項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。）に別添4の内容が記載されている地区の場合にあつては4年以内とする。
 - (4) 次に掲げる整備の全て（中山間地域にあつては、次に掲げる整備のいずれかを予定しており、省力化整備計画（別添5）を作成した地区又は連携管理保全計画に別添5の内容が記載されている地区（（3）の場合を除く。）の場合にあつては2年以内とする。
 - ア 2ヘクタール以上（北海道にあつては3ヘクタール以上）の区画（隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により2ヘクタール以上（北海道にあつては3ヘクタール以上）となる区画を含む。）の整備
 - イ 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備
- 2 経営体育成促進換地等調整
- 経営体育成促進換地等調整の実施時期は、調整要領の5で定めるとおりとする。

第6 事業の申請等

- 1 都道府県知事は、第2の事業を実施しようとするときは、採択を希望する年度の前年度の3月末日までに、別記様式第1号による実施計画等策定事業採択申請書（別紙2において「申請書」という。）を地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の規定により提出された申請書を審査の上、適当と認めるときは、都道府県知事に別記様式第2号による実施計画等策定事業採択通知書を交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、第2の2の経営体育成促進換地等調整事業が採択された場合、事業実施主体に採択の決定を通知するものとする。
- 4 都道府県知事は、第2の事業の実施後に農地整備事業等から別の事業の実施を行おうとする場合又は農地整備事業等の実施を行わない場合は地方農政局長等に協議するものとする。

第 7 助成

実施計画等策定事業に係る要綱第 8 の経費とは、別記に掲げる費用とする。

別 記

- 1 調査旅費
- 2 諸謝金
- 3 補償費
- 4 請負費
- 5 委託費
- 6 賃金

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長
沖縄にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

実施計画等策定事業採択申請書

〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙 2 の第 6 の 1 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1. 実施計画等策定地区一覧表（別添 1 のとおり）
- 2. 実施計画策定地区概要書（別添 2 のとおり）
- 3. 経営体育成促進換地等調整調書（別添 3 のとおり）
- 4. スマート農業導入推進計画（別添 4 のとおり）
（連携管理保全計画に別添 4 の記載がある地区については、該当箇所の写し）
- 5. 省力化整備計画（別添 5 のとおり）
（連携管理保全計画に別添 5 の記載がある地区については、該当箇所の写し）

(別添 1)

実施計画等策定地区一覧表

名 称	都道 府県名	地区名	所在地	調査費 及び事業費 (千円)	備 考
実施計画策定					
経営体育成 促進換地等 調整					

(別添 2)

実施計画策定地区概要書

実施年度		都道府県名		営 農 計 画 構 想				
地 区 名		計画主体						
所 在 地								
調査目的								
地域の現況								
調 査 項 目 及 び 調 査 費	調査項目	数量	調 査 費 (千円)				事 業 計 画 構 想	
			国 費	都道府県費	市町村費	計		
	1 年度							
	2 年度							
	3 年度							
	4 年度							
	合 計							

- (注) 1 本事業を単年度で実施する場合は「1 年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度欄にそれぞれの調査項目を記載する。
- 2 第 5 の 1 (1) によって本事業を 2 ヶ年にわたって実施する場合は、担い手への農地利用集積率が確認できる資料（地域計画等）を添付すること。
- 3 第 5 の 1 (2) によって本事業を中山間地域、水田農業高収益化計画の策定地域又は輸出事業計画の策定地域に位置する地区において実施する場合は、そのことが確認できる資料を添付すること。
- 4 第 5 の 1 (3) によって本事業においてスマート農業を実施する地区の場合は、別添 4 を添付すること。
- 5 調査費の積算の基礎資料を添付すること。
- 6 実施計画策定の予定範囲、事業計画構想が把握できる概要図を添付すること。

(別添 3)

経営体育成促進換地等調整調書

都 道 府 県 名	地 区 名	所 在	事業対象 面 積	実 施 年 度	実 施 機 関 名	土地改良 換地土の 有無	実施計画 着手年度	業 務 項 目			
								1 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度
			ha								
換地を伴う農地整備事業等の内容（予定）											
事業計画 樹立年度	着 工	完 工	地区面積	関 係 農家数	事 業 主 体 名	事業名		備 考			
			ha								

- (注) 1 「業務項目」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第637号農林水産省構造改善局長通知）4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度の欄にそれぞれ記載する。
- 2 地形図等を用い、各地区の実施予定地域を赤線で囲み、地区名及び地積を書き添えた図面を添付すること。なお、換地を伴う農地整備事業等の予定地域と相違する場合は、その地域を青線で囲むこと。

(別添4)

スマート農業導入推進計画

地 区 名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等		
自動走行農機等の導入を推進するための基盤整備（実施予定）の内容					
（例）事業実施予定区域〇〇haにおいて、標準区画〇〇haに大区画化し、また用排水路のパイプライン化とほ場内耕作道の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤に整備する。また、各ほ場へターン農道を設置する。		大区画化	有 or 無		
		ターン農道の整備	有 or 無		
		用排水路パイプライン化	有 or 無		
		その他	（記述）		
導入予定の省力化技術の概要					
参考資料等があれば添付					
（例）本事業で大区画化、ターン農道の設置等を行った後、〇〇事業で事業実施区域内の〇〇ha（予定）を対象にG N S S基地局を設置し、耕起や田植作業等に向けトラクタへ自動操舵システムを〇基導入する予定。					
（例）本事業で大区画化を行った後、〇〇事業で事業実施区域内の〇〇ha（予定）を対象にほ場水管理システムを導入し、スマートフォン等で水田の水位、水温の確認及び水管理の遠隔操作・自動給水等を行う予定。					
導入する 省力化技術	導入予定 面積	導入予 定数	割合	活用農家予 定数	管理体制（予定）
（例）自動操舵	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	全基、〇〇改良区が所有・管理
〇〇〇	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	各農家で所有・管理
見込まれる効果					
（例）高収益作物の導入		（例）スマート農業を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物（トマト）を令和〇年度までに〇haで実施予定。			
（例）スマート農業を活用した更なる集積・集約の促進、6次産業化の取組、農産物のブランド化の取組 等					

(別添5)

省力化整備計画

地 区 名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6 法指定地域等		
現状の営農や維持管理上の課題					
(例)・現況の区画が10a程度であり、担い手に集積し生産コストを低減するに当たり、大型機械が進入できないことや作業効率が悪いことが課題。 (例)・事業実施予定区域〇〇haにおいて、傾斜が1/40程度あり、担い手に集積するに当たって畦畔法面や水路法面の草刈り労力が課題。					
予定する省力化整備の内容					
参考資料等があれば添付 (例) 本事業で2ha以上の大区画化、ターン農道の設置等を行った後、大型機械を導入するとともに、直播栽培を実施する予定。 (例) 本事業で幅広畦畔を設置し、トラクターによる除草作業の機械化を行うとともに、排水路の暗渠化を行い、草刈り労力を軽減する予定。					
導入する機械	導入予定面積	導入予定数	割合	活用農家予定数	管理体制（予定）
(例) 大型トラクタ	〇〇ha	〇台	〇台/20ha	〇戸	各農家で所有・管理
(例) アーム式モア	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	全基、〇〇改良区が所有・管理
見込まれる効果					
(例) 担い手集積による地域計画の実現		(例) 農地の区画拡大による効率化、草刈り等の労力削減により、現況の担い手集積率●%から地域計画で目指すこととしている●%まで担い手に集積する予定。			
(例) 高収益作物の導入		(例) 大型機械を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において園芸作物（トマト）を令和〇年度までに〇haで実施予定。			

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

実施計画等策定事業採択通知書

(北海道の場合は、国土交通省北海道開発局長経由)
都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり
実施計画等策定事業実施地区として採択したので通知する。

記

実施計画等策定地区一覧表（別添のとおり）

(別添)

実施計画等策定地区一覧表

名 称	都道府県名	地区名	所在地	調査費 及び事業費 (千円)	備 考
実施計画策定					
経営体育成 促進換地等 調整					